

○国土交通省告示第百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年二月二十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道185号改築工事（安芸津バイパス）

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県東広島市安芸津町風早字金丸、字新開及び字山本地内
広島県竹原市吉名町字身ノ越、字中祖、字八城、字布本及び字森谷地内
- 2 使用の部分 広島県東広島市安芸津町風早字金丸、字新開及び字山本地内
広島県竹原市吉名町字身ノ越、字中祖、字八城及び字森谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道185号改築工事（安芸津バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、広島県東広島市安芸津町風早字金丸地内から同県竹原市吉名町字森谷地内までの延長6.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道185号（以下「本路線」という。）は、広島県呉市を起点とし、三原市に至る延長約77kmの主要幹線道路である。

本路線は、瀬戸内海沿岸部の係を強化し、沿道地域の人々の経済活動や日常生活にとって必要不可欠な路線であるとともに、一般国道2号の代替路線としての機能も有するなど重要な役割を担っている。また、本路線沿線には、東広島市の主要産業である製造業において、国内外を商圏とする企業が多く集積しており、本路線は欠かすことのできない物流基盤として古くから企業活動を支え、一般国道2号や一般国道375号を介し山陽自動車道とアクセスするなど物流における重要な路線として第一次緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が複数存在し、追突や正面衝突等の交通事故が発生しているほか、豪雨による法面崩壊や海拔の低い沿岸部の区間における路面冠水や越波により全面通行止めが行われるなど被災のリスクが高く、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、通行の安全性が向上するとともに、台風や豪雨災害等の自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和5年8月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については環境基準等を満足するとされているほか、建設機械の稼働に係る騒音等については、法令に定められた基準等を超える値が見られるものの、防音シートの設置等により、基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物であるチュウヒ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクマタカ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されている

ミナミメダカ、コガタノゲンゴロウ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、トノサマガエル及びシャープツブゲンゴロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているマメダオシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシャジクモ等、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、オオタカについては、一部の繁殖個体の繁殖活動に影響がある可能性があることから、工事中の繁殖状況を監視し、本件区間内での高利用域の利用が確認された場合は、建設機械の稼働等による騒音、振動の発生時期等に配慮した上で、専門家の指導助言を得ながら対応を、トノサマガエル等については、繁殖数が減少する可能性があることから、繁殖可能な他箇所へ卵塊及び幼生の移設を、ミナミメダカについては、当該地に生息する集団が消失する可能性があることから、生息可能な他箇所へ当該個体群の移設を、コガタノゲンゴロウ及びシャープツブゲンゴロウ等については、濁水等が生息数の減少に繋がる可能性があることから、開放水面への工事に伴う濁水の流入を極力抑える対応を、カワヂシャについては、風早地区にある群生地１か所が改変範囲に含まれていることから、改変箇所に生育している群生を当該種が生育可能な他箇所への移植を行うこととしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による、周知の埋蔵文化財包蔵地が４か所存在するが、このうち１か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る３か所についても、東広島市教育委員会及び竹原市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成11年３月23日に都市計画決定され、平成23年12月26日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、追突や正面衝突等の交通事故が発生しているほか、自然災害の発生時には全面通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる国道185号整備促進期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県東広島市役所及び竹原市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地
広島県東広島市安芸津町風早字金丸、字新開及び字山本地内